

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」改正について

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の制定から8年が経過しており、その間ににおける医科歯科連携の推進やフレイル対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展をふまえ、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図るため、基本的施策についての規定を整備しました。

条例改正の概要

第三章 施策の基本的事項

第十一条 基本的施策

(1) 新設

- ・医療的ケア児の口腔機能の発達や歯科口腔保健を支援する必要があることから、医療的ケア児における対策について規定。また、「医療的ケア児」について、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。」と定義。(第二号)
- ・スポーツによる歯の破折や脱臼等の予防は、将来的な歯の喪失防止にもつながる重要なものであることから、スポーツによって生じる口腔の外傷等の防止及びこれらの軽減を図るための対策について規定。(第六号)
- ・従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組むことが組織の活性化等につながると期待されており、健康管理において歯科口腔保健が重要であることから、事業所における従業員の歯と口腔の健康づくりの推進について規定。(第八号)
- ・口腔機能の低下を早期に発見し、介護予防を目的とした口腔機能訓練に取り組むことが口腔機能の保持増進に重要であることから、高齢者や要介護者等へのオーラルフレイル対策について規定。また、「フレイル及びオーラルフレイル対策」について、「口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。」と定義。(第九号)
- ・平時から感染症に備えるとともに、新興感染症にも対応できるよう対策を講じる必要があることから、感染症に備えた歯科保健医療体制の整備について規定。(第十一号)
- ・がん等の入院患者及び在宅における患者へ安全な歯科医療を提供するには、医師等多職種との連携が必要であることから、医科歯科連携等の推進について規定。(第十三号)
- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、医療と介護に加え、歯科医療も一体的に提供することが重要であることから、地域での包括的な支援及びサービスの提供体制における歯科医療の推進について規

定。(第十四号)

(2) 修正

- ・妊婦と生まれてくる子どもの歯科口腔保健は、健康で豊かな生活に関わるものであり、妊婦自身だけでなく、子どものためにも重要であることから、現行条例に規定している「妊娠婦及び乳幼児」を「妊娠期から子育て期までにおける母子」に改める。(第三号)
- ・喫煙習慣や糖尿病は歯周病と相互に深く関連していることが十分に認知され、疾病的治療が適切に実施されることが歯の喪失防止に重要であることから、現行条例に規定している「歯周疾患の予防対策」を「成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病に関する情報提供等」に改める。(第七号)
- ・歯科医師及び歯科衛生士が基礎疾患を持つ患者の歯科医療や高齢者の口腔機能向上等の口腔健康管理を行う重要性が、これまで以上に高まっていることから、現行条例に規定している「歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者」のうち、歯科医師及び歯科衛生士を「口腔健康管理に係る業務に携わる者」として規定。(第十二号)

みえ歯と口腔の健康づくり条例改正【新旧対照表】

	新（改正後）	旧（改正前）
第三章 施策の基本的事項 (基本的施策)	第三章 施策の基本的事項 (基本的施策)	第三章 施策の基本的事項 (基本的施策)
第十一条 (略)		第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。
一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。	一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。	一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。
二 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療をする状態にある障害児をいう。）、障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。	二 二 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊娠婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。	二 二 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊娠婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
三 妊娠期から子育て期までにおける母子が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。	三	三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。
四 (略)	四	四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。
五 (略)	五	五 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。
六 スポーツによつて生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関すること。	六	六 成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供及び啓発に関すること。

新（改正後）	旧（改正前）
ハ 事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。	
九 認知症の症状がある者、介護を必要とする者、高齢者等がフレイル及びオーラルフレイル対策（口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。）等の介護予防サービスを受けることができる環境の整備に関すること。	六 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができること。
土 （略）	七 平常時ににおける災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。
十一 平常時ににおける災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。	八 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者的人材確保、育成及び資質の向上に関する施策に関すること。
十二 口腔健康管理及び歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者的人材確保、育成及び資質の向上に関すること。	九 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。
十三 医科歯科等の連携の推進に関すること。	
十四 歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービスの提供体制の整備に関すること。	
十五 （略）	
十六 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策に関すること。	土 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策に関すること。

みえ歯と口腔の健康づくり条例

平成二十四年三月二十七日
三重県条例第四十二号

改正 令和 三年 三月二三日三重県条例第一一号

みえ歯と口腔の健康づくり条例をここに公布します。

みえ歯と口腔の健康づくり条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 各主体の責務、役割等（第三条一第十条）
- 第三章 施策の基本的事項（第十一条一第十三条）
- 第四章 雜則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

第二章 各主体の責務、役割等

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実

施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法（平成十四年法律第百三号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）その他の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第七条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市町等との連携、協力及び調整)

第九条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第十条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は^{はちまるにいまる}運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 施策の基本的事項

(基本的施策)

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。

二 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）、障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。

三 妊娠期から子育て期までにおける母子が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。

四 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。

五 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関するこ

六 スポーツによって生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関するこ

七 成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供及び啓発に関するこ

八 事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関するこ

九 認知症の症状がある者、介護を必要とする者、高齢者等がフレイル及びオーラルフレイル対策（口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。）等の介護予防サービスを受けることができる環境の整備に関するこ

十 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関するこ

十一 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関するこ

十二 口腔健康管理及び歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者的人材確保、育成及び資質の向上に関するこ

十三 医科歯科等の連携の推進に関するこ

十四 歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービスの提供体制の整備に関するこ

十五 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関するこ

十六 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関すること。
一部改正〔令和三年条例一一号〕

(基本計画)

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査)

第十三条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態の調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第四章 雜則

(財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いい歯の日及び八〇二〇推進月間)

第十五条 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようするため、十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「^{はち}まことにいまと八〇二〇推進月間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第十一号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。